

春日部市いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市いじめ防止条例（平成27年条例第28号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、春日部市いじめ問題対策連絡協議会（以下「対策連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策連絡協議会は、条例第9条各号に規定する事項を協議する。

(組織)

第3条 対策連絡協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 春日部市小学校長会会員
- (2) 春日部市中学校長会会員
- (3) 春日部市PTA連合会を代表する者
- (4) 青少年育成春日部市民会議を代表する者
- (5) 春日部市青少年育成推進員協議会を代表する者
- (6) 埼玉県越谷児童相談所を代表する者
- (7) 春日部警察署を代表する者
- (8) 学識経験者
- (9) 春日部市自治会連合会を代表する者
- (10) 春日部市民生委員・児童委員協議会を代表する者
- (11) 春日部地区保護司会を代表する者
- (12) 人権共生課長
- (13) くらしの安全課長
- (14) こども育成課長
- (15) 指導課長
- (16) 社会教育課長
- (17) その他教育委員会が必要と認める者

一部改正〔平成30年規則61号・令和5年34号〕

(会長及び副会長)

第4条 対策連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、対策連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策連絡協議会の会議は、会長が招集する。

2 対策連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策連絡協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 対策連絡協議会は、協議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の

出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 対策連絡協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 対策連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課において処理する。

一部改正〔令和3年規則8号〕

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、対策連絡協議会の運営に関し必要な事項は、対策連絡協議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月3日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第8号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第34号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。